

# 資料 1

年 月 日

●● 様

社会福祉法人 ●●  
理事長 ●●

## 通常の労働者との間の待遇差等に関するの説明書(例)

あなたと正規職員待遇の違いの有無、その内容、理由については、以下のとおりです。  
なお、本書、二部を作成し、使用者と労働者、それぞれで保管する。

### 1 比較対象となる正社員

介護職の正規職員（概ね勤続3年までの者）

### 2 比較対象となる正社員の選定理由

職務の内容が同一である正規職員はいないが、介護業務を担当している正規職員で、職務内容が近似する概ね3年までの者であるため

### 3 待遇の違いの有無とその内容、理由

#### ① 基本給

i. 正規職員との待遇の違いの有無とある場合の内容（**ある**・ない）

パート職員は時給1,100円。比較対象となる正規職員は、施設への貢献状況に応じて1,100円～1,400円(時給換算)

ii. 待遇の違いがある理由

正規職員には、日勤帯とは異なる夜勤職務があり、法人の示したシフトで勤務しているが、パート職員は働く希望日の指定ができ、夜勤職務がないため、正規職員にはその責任を踏まえた支給額としている。

#### ② 賞与

i. 待遇の目的

1年以上の在籍している職員の貢献度に応じて、会社の利益を配分するために支給する。よって、利益がでない場合は支給していない。

ii. 正規職員との待遇の違いの有無とある場合の内容（**ある**・ない）

パート職員には一律に70,000円から100,000円を支給している。正規職員については、担当ケース数に応じて、基本給の2～3ヶ月分を支給している。

iii. 待遇の違いがある理由

パート職員は担当ケースを受け持つ役割がなく、サービス提供後の評価をおこなう職

## 資料 1

務がないため一律に支給している。正規職員は担当ケースを受け持つ役割があり、かつ、サービス提供一定期間経過のつどねサービス提供にかかる評価をおこなうこと、また、それらに付随し法人に対する貢献度の成果に応じて支給するため、パート職員よりも支給額が多くなる場合がある。

### ③ 通勤手当

- i. 待遇の目的
- ii. 正規職員との待遇の違いの有無とある場合の内容（ある・ない）
- iii. 待遇の違いがある理由

---

社会福祉法人 ●●  
理事長 ●● 様

本書により、通常の労働者との間の待遇差等に関する説明を受けました。ついては、合意するとともに、署名捺印をいたします。

年 月 日  
職員氏名 ●● ●● 印